

## 類型②

- 【特徴】  
住民からの出資による資金調達や事業参画を想定。
- 【現状】  
株式会社の形態が多いが、合同会社の形態を採る事例も存在。
- 【課題等】
  - i) 地域住民の理解を得ること等に株式会社形態では負担が大きい。
  - ii) 第三セクターでは迅速かつ柔軟な意思決定が難しくなる。

## 類型①

- 【特徴】  
組織運営や意思決定のスピードを重視。出融資を中心とした資金調達。
- 【現状】  
株式会社形態が多い。
- 【課題等】
  - i) 株式会社形態では必ずしも経済的利益のみを追求しないことに対する理解が得られにくい。
  - ii) 事業の社会性を担保するためには、現行法下では個別契約の中で工夫して行わざるを得ないが、現実的に煩雑。

## 類型④

- 【特徴】  
地域住民自身が運営する組織が多く、地域代表性への志向がある。
- 【現状】
  - i) 大部分が任意組織だが、NPO法人等も存在。
  - ii) 小規模多機能自治推進ネットワーク会議では、住民自治組織に関する対応を検討。
- 【課題等】  
任意組織では、銀行からの借入を代表者個人名義で行う必要がある。

## 類型③

- 【特徴】  
寄附や公的な支援等による資金調達。
- 【現状】  
NPO法人等の非営利組織が多い。
- 【課題等】
  - i) 寄附金や公的資金では、事業収益を生み出す意欲がそがれ、継続性がない。
  - ii) NPO法人は設立や事業内容の変更に時間がかかる。

- 本研究会において示された経済性及び社会性を追求する主体の**制度設計案**は
  - ① **原則的に株式会社の特徴を取り入れた設計**とすること、
  - ② **社会的利益追求の担保の仕組み**の必要性の提示、
  - ③ 必要に応じた**構成員への財産分配の制限**を検討する旨 等を記載。
- なお、諸外国においては、米国のBenefit Corporationや英国のCIC等、社会的企業に関する仕組みが存在。

## <研究会報告書における制度設計案>

### [制度の骨格]

- ・ 株式会社の特徴を取り入れた制度設計。
- ・ 合同会社の特徴も選択可能な形で盛り込む。

### [意思決定のあり方]

- ・ 出資額に応じた議決権による意思決定を原則とする（一人一票の議決権も排除しない）。

### [社会的利益追求の担保]

- ・ 事業の社会性を継続的に担保する仕組みが必要。

### [資金調達関係]

- ・ 主に出資や融資による資金調達を想定。
- ・ 出資者（社会的インパクト投資家や地域住民等）が社会的事業の実施状況をモニタリングできる仕組みが必要。

### [剰余金等の分配]

- ・ 必要に応じて、構成員への財産分配の制限を検討。なお、出資を含む多様な資金調達を可能とする観点から、制度として構成員への利益配当や残余財産の分配を全面的に禁ずることは想定しない。

### [事業主体を機能させるための仕組み]

- ・ KPIの開発や定着、インセンティブ等を含む社会全体の仕組みが重要。

※ その他、社会性の担保の方法・基準、行政の関与のあり方、新たな法人制度の要否及び事業主体を機能させるための仕組み等については、更なる検討が必要。

# [参考] 海外の社会的企業法制

- 諸外国において、社会的利益追求にコミットするための法制度の整備がなされている。
- 英米では、**株式会社の枠組みを基本**とした、**社会的事業の実施主体についての法人制度等の仕組み**が存在。

## Community Interest Company (CIC) [英]

- 会社法（2006年）、CAICE（Companies (Audit, Investigations and Community Enterprise)）法（2004年制定）及びCIC規則（2005年制定）に準拠する制度。
- 資金調達、ブランドイメージ向上のメリット有。
- 設立時、コミュニティの利益に資する主体か否かのCIC規制官による事前審査の基準として、Community Interest Test（①設立目的、②活動内容、③その活動の受益者、の観点での社会性認証）が存在。
- 配当制限（利益の35%が上限）や残余財産分配制限（各社員の払込金額が上限）等が存在。
- コミュニティへの利益還元等について、毎年、事業報告書等の作成・会社登記局への提出が義務付けられている。
- 法人登記数は11,862社（2016年2月現在）。

## Benefit Corporation, B-corp [米]

- 2006年に確立された非営利団体であるBラボによる社会的企業（B-corp）の認証システムを契機として、2010年以降、各州でBenefit Corporationの制定法を導入。
- 資金調達、ブランドイメージ向上のメリット有。
- 公共的利益の定款上の明記が必要。
- 年次利益報告書の開示等を通じ、第三者基準による企業目的・パフォーマンスの評価。
- 社会的利益取締役（独立性を有し、公共的利益の実現の評価、年次利益報告書の作成等を行う取締役）の設置。
- 社会的利益強制手続（株主等による公共的利益の実現を求める訴訟提起）の確保。
- Bラボによる認証を受けたB-corpは1,659社、47か国にわたる（2016年3月末現在）。